

## Client Alert

28 January 2019

### 欧州委員会が日本に対する充分性認定を決定、 個人情報保護委員会による EU 指定も発効 日本の事業者はどう対応すべきか？

欧州委員会と個人情報保護委員会は、ともに 2019 年 1 月 23 日、日本・EU 間の円滑な個人データの円滑な移転を図る枠組み<sup>1</sup>を発効させることを発表した。これに関連して、日本の事業者としては、以下のような点に気を付けることが必要である。

- 充分性認定は 2019 年 1 月 23 日より即時適用が開始され、既に有効なものとして取り扱われる。
- 本枠組みの発効により EU と日本の間の国境を越えた個人データの移転が容易になる。

EU から日本への個人データの移転については、GDPR が要求している個人データの域外移転のための正当化根拠、例えばデータ主体の同意取得、標準データ保護条項（SCC）を含む契約の締結などが不要となる。日本から EU への個人データの移転についても、特段の措置をとる必要はなくなった。

もっとも、充分性認定に依拠する場合、日本の個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール<sup>2</sup>（以下、補完的ルールという。）」を遵守する必要があることに留意が必要である。補完的ルールは個人情報保護法に関するその他のガイドラインとは異なり、法的拘束力を有するものである旨が明記されている。この補完的ルールは 2018 年 4 月 25 日に公表された「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」と題するガイドライン案をベースにするものである<sup>3</sup>。

事業者は、補完的ルールで求められる対応が確実に実施されているかを確認するため、既存のデータ移転契約の見直しなどが必要になる。充分性認定を個人データの域外移転の根拠とする場合、補完的ルールを遵守しない EU から日本への個人データの移転は GDPR 違反とみなされる可能性があることに注意しなければならない。

<sup>1</sup> 欧州委員会は、一般データ保護規則（GDPR）45 条に基づき、日本を個人データについて十分な保護水準を確保して国として認める決定を行った。充分性認定を受けた国又は地域等への個人データの域外移転については、標準データ保護条項（standard data protection clauses、データ保護指令下における標準契約条項（standard contractual clauses）とほぼ同様の概念）を含む契約の締結といった通常必要な手当が不要となる。個人情報保護委員会も、2019 年 1 月 23 日付で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下、個人情報保護法という。）第 24 条に基づいて、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として、EU（2019 年 1 月 23 日時点における欧州経済領域協定に規定された国）を指定することを決定した（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）。

<sup>2</sup> [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary\\_Rules.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf)

<sup>3</sup> 同ガイドライン案の内容に関しては 2018 年 4 月 27 日付クライアントアラートを参照。

[http://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/ClientAlert\\_180427\\_Adequacy\\_J.pdf](http://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/ClientAlert_180427_Adequacy_J.pdf)  
2987160-v1\TOKDMS



- 既に標準データ保護条項（SCC）を含む契約の締結を行っており、引き続きその契約に基づき個人データの EU から日本への移転を行う事業者は、補完的ルール<sup>1</sup>の遵守は要求されない。引き続き、当該契約の義務に従って個人情報保護措置をとった上で移転を行うこととなる。
- 本枠組みが可能にするのは日本・EU間のより円滑な個人データの移転にとどまり、本枠組みによっても、個人情報保護法の義務を履行している日本の個人情報取扱事業者が GDPR における要件に準拠しているとみなされるわけではない。